

平成30年 第5回 定例

## 摂津市教育委員会会議録

開催日時 平成30年5月16日(水) 午後2時00分開会  
午後3時20分閉会

開催場所 摂津市役所 本館3階 301会議室

### 付議事件

議案番号	件名	審議結果
28	平成30年度摂津市立小中学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命の件	承認
29	平成30年度摂津市いじめ問題対策委員会委員の委嘱の件	承認
30	平成30年度摂津市立小中学校教科用図書選定委員会調査員の任命の件	承認
31	摂津市立小中学校結核対策委員会への諮問の件	承認

### 報告事項

件名
事業実施に伴う後援等名義の使用許可について
摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
平成29年度の問題行動等まとめ、平成30年度4月までの問題行動等報告について
各課事業日程報告について

出席者

委員 長	大矢優子	教育総務部参事	野本憲宏	子育て支援課長代理	湯原正治
委員長職務代理者	福元実	教育政策課長	溝口哲也	生涯学習課長代理	滝靖彦
委員	山手知栄子	学校教育課長	河平浩一	教育政策課総務係長	岡田哲也
委員	西川俊孝	教育支援課長		教育政策課係員	窪秀昭
教育 長	箸尾谷知也	兼教育センター所長	撰田裕美		
		生涯学習課長	柳瀬哲宏		
教育次長兼教育総務部長	北野人士	次世代育成部参事			
次世代育成部長	小林寿弘	兼子育て支援課長	石原幸一郎		
		こども教育課長	浅田明典		

委員長

ただいまから、平成30年第5回教育委員会定例会を開催いたします。本日の署名委員は西川委員です。よろしくお願いいたします。

本日は付議事件が4件、報告事項が5件ございます。

まず、本日の議事進行について各委員にお諮りします。

議案第30号につきましては、教科用図書採択における公正確保のため、議案第31号につきましては、個人が特定される恐れがあるため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項の規定によりまして、秘密会として行いたく存じます。

従いまして、議案第28号、第29号を審議し、続いて、「報告事項」、「その他」へ進み、すべてを終えた後に、暫時休憩を取ります。引き続き秘密会を宣言し、議案第30号、第31号の順に進みますが、これらについて関係部課長の出席を求め、再開をしたいと思います。皆様ご異議ございませんでしょうか。

全委員

異議なし。

委員長

異議なしとのことですので、本日の議事進行につきましては、ご説明したとおり進行いたします。

それでは、議案第28号、「平成30年度摂津市立小中学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命の件」について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長

議案第28号、「平成30年度摂津市立小中学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命の件」について、ご説明申し上げ承認を求めます。

【以下、議案書等により説明】

委員長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。それでは特にございませんので、議案第28号、「平成30年度摂津市立小中学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命の件」については承認いたします。

では、続きまして、議案第29号、「平成30年度摂津市いじめ問題対策委員会委員の委嘱の件」につきまして、学校教育課より説明をお願いします。

学校教育課長 議案第29号、「平成30年度摂津市いじめ問題対策委員会委員の委嘱の件」について、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書等により説明】

委員長 説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。  
5名中4名が再任で、1名が新任の浦嶋先生ですが、大阪府教育委員会でご活躍された方なので、非常に適任だと思います。

いじめ問題対策委員会は、特に大きな問題があった時に対応してくださる委員会でしょうか。平成26年度から今まで、摂津市で、そういうことがありましたでしょうか。

学校教育課長 定例で年間に2回行っており、重篤な事案等を説明し合い、それを検討していただくこととなっています。

教育長 年度初めと終わりに、定例的に2回行っています。年度初めには、主に摂津市の今年度のいじめ対策の取組みを説明し、年度終わりには、1年間の結果報告をし、アドバイスをいただいています。それ以外に、もし重篤な事案が生起した場合には、その都度、開催しますが、今まではそういう件で開かれたことはありません。

委員長 何かいいアドバイスをもらったということはありませんか。

教育総務部参事 昨年度までの状況ですと、実際に市内で起こった事案の内容とその対応につきまして、委員にご覧いただき、ご意見をいただいた折には、学校体制や教職員の認識の甘さを、もっと深く認識しなければいけない内容についてご指摘いただきまして、非常に参考になりました。

委員長 他に何かご意見・ご質問等がございますか。それでは特にございませんので、議案第29号、「平成30年度摂津市いじめ問題対策委員会委員の委嘱の件」については承認いたします。

では、次に移ります。報告事項(1)事業実施に伴う後援等名義の使用許可について、教育政策課より説明をお願いします。

教育政策課長	[事業実施に伴う後援等名義の使用許可について説明]
委員長	説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。
委員長職務代理者	「KUN-EI KIDS 英会話」について、去年はどれほどの実績があったのでしょうか。
教育政策課長	平成29年度については8回の開催で、延べ264人の参加がありまして、市内は78人の参加と実績報告書にて報告がありました。
委員長	他に何かご意見・ご質問等がございますか。それでは特にございませんので、次に進みます。(2) 摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について、子育て支援課より説明をお願いします。
次世代育成部参事	[摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について説明]
委員長	説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。それでは特にございませんので、次に進みます。(3) 摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、子育て支援課より説明をお願いします。
次世代育成部参事	[摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について説明]
委員長	教員の免許の更新を受けているかどうかということでしょうか。
次世代育成部参事	免許の更新制ができて、教壇に立つ時などは免許の更新が必要だということになっておりますが、こちらにつきましては、免許自体の更新をしていなくても、元々の免許状はお持ちなので、その方も対象になるということになります。

山手委員	学童の先生は免許を持っている方、あるいは、免許を持っていないが、5年以上の経験があり、市長が適当と認める方、いずれかに該当する方ということになるのですね。
次世代育成部参事	今までは高卒以上で実務経験が2年以上となっていたのですが、高校を中退するか、中学校卒業であっても、学童の経験の長い方がたくさんおられますので、今回、5年以上に法が改正されたということです。
委員長	支援員がもっと必要になってきたということが背景にあるのでしょうか。
次世代育成部参事	背景といたしましてはそういうこともあると思います。やはり、一番大きい点は、5年以上の経験により、高卒以上が条件からなくなったことです。経験があっても高校を卒業していない方もたくさんおられますし、支援員には、実務の経験が豊かな方が必要になりますので、できるだけ長い期間を働かれている方についても、対象になるよう改正が行われました。
委員長	他に何かご意見・ご質問等はございますか。それでは特にございませんので、次に進みます。(4)平成29年度の問題行動等まとめ、平成30年度4月までの問題行動等報告について、学校教育課より説明をお願いします。
学校教育課長	[平成29年度の問題行動等まとめ、平成30年度4月までの問題行動等報告について説明]
委員長	説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。 1年間の状況についてまとめていただきましたが、何かご質問はありますか。
山手委員	この暴力行為につきまして、平成27年度から比べますと、激減していますので、とても良かったと思います。不登校につきましては、逆に件数がまだまだたくさんありますので、大きな問題のようです。

39ページに「不登校児童の生徒には…」のところで、個々の生徒によって違うと思いますが、何が何でも学校へ連れていくというばかりではなくて、「重篤な不登校児童生徒には、…社会的自立をめざした支援を検討する」ということが書かれています。学校には来ませんが、学力やコミュニケーション能力といった、社会の中で生きていくために必要なことを身に付けられるよう、子どもたちのために、どうしたらいいのかを視点にしないといけないとずっと思っていました。今までと少しやり方を変えるというような、具体的な方針はあるのでしょうか。

学校としてどこまでできるのかというのがありますし、全部を学校が抱えてできるわけではないと思います。事務局が、それぞれの子どもが社会的に自立できるような手立てを考えていくようにいただきたいです。小中学校で154人の不登校児童生徒がいるとなると、保護者の方が、もし2人いらっしゃるとしたら、2～300人という感じになります。子どもたちもちろん困っていますが、それだけの保護者の方も、困ってらっしゃるわけです。

私が間接的に聞いた不登校の件ですが、保護者が自分は仕事に行っており、家に居た方がいいのか、仕事に行く方がいいのか、迷っているということと、不登校について、自分の子が行かないのが悪い、と思っているようでした。学校に対して、先生も大変なのにいるんなこと尋ねたりするのも気が引ける、と思っているという話を聞きました。

どこまでできるかわかりませんが、保護者へ何か発信して、サポートしてあげられたら、それが子どもに返るのだと思います。

どこまで事務局と学校でできるかというのは、わかりませんが、そういう手立てがないかと思いましたが、お尋ねします。

教育総務部参事

学校に行けない子どもたちにはそれぞれの事情、家庭の背景がありますので、学校に行けないことが駄目だ、と一括りに捉えることはいけないと思っています。もちろん学校に来て、教育活動をしっかりに行えるということは望ましいことですので、不登校にならないようにしていくことは、進めていかなければならないことです。万が一、不登校になったとしても、学校に行かせることが目的ではなくて、その子にとって、将来を見据えて社会的に自立していけるよう、学校に復帰させる方法として、どの選択がいいのか、今、無

理に復帰させることがどうなのかなど、幅広い視点をもって対応していかなければならないと、ここでは示しています。

具体的に何か、新たな取組みを始めたというようなことではないですが、教育センターと学校教育課が連動して、同じ不登校でもいろいろなケースに沿って対応できるように考えていかなければならないと思っています。また、ご家庭への支援につきましても、家庭教育相談員等、市のさまざまな非常勤の職員を派遣しながら、サポートに努めていくとともに、家庭児童相談課や障害福祉課等、さまざまな課と連携しながら、取組みを考えていきたいと思っています。

山手委員

全部が全部とは言えませんが、これだけの子どもたちが社会的に自立できないままでいるというのは、とても不幸なことだと思いますので、よろしく願いいたします。

西川委員

2点ありますが、これまでの教育委員会議で、挙がってきた事例の中で、一方では生徒間暴力と思っていたものが、別の見方をすると、それはいじめであったことがありました。

もう1点は、以前いったん解消したとされていて、また再度いじめとして挙がってきたことがあったと思います。

恐らく、こういったことを基に、それぞれの現場の生徒指導、あるいは校長会、また、それを受けた先生が、実際の現場のそれぞれの全教職員に対して共有していくと思いますが、その時に、今まで実際に、先ほど言ったような2つの事例があって、大きな問題に発展してしまうような芽があることなど、具体例を挙げて研修なりもしていただいた方がいいと思いました。

教育総務部参事

今、ご指摘いただきました2件の具体例につきましては、この場でも皆様でお話をいただいたところです。直接、事務局から学校現場に行きまして、子どもの様子も拝見し、校長等に指導もしていた事案が、その内容だと思いますが、まだまだ、いじめの認知に関しましては、教員の認識が十分でないところがあります。

これらの事例を直接、挙げるかどうかは、また検討させていただきたいですが、具体例を挙げながら、単純にトラブルとして捉えているが、実際はいじめとして認識しなければいけない、ということ



がわかるよう研修等を行っていかねばなりませんし、学校側が解決したと思っけていても、完全に細かいところまで把握がしきれておらずに、実際は加害側が、また別の児童や生徒に対して、似たようなことをするケースがありましたから、そういったことも起こりうる、ということをもっと具体例を交えて、研修をしていかねばならないと思っけています。

委員長職務代理者

問題行動はすごく減少してしまっけて、子どもたちが随分落ち着いてるというのは、数字を見せていただっけて思っけてました。

ただ不登校については、この新規・継続を見ると、毎年、同じぐらいの数が新規に出てきます。この不登校の問題というのは、新規を減らさないことには、総数としては減っけていかないと思っけています。ここでは、未然防止の取組を進めると、書っけていただっけています。

それから、「指導主事が国内で指定を受けている地区の取組事例を視察し、好事例を担当者会を通っけて、市内教職員に発信する」と書っけてありますが、これを進めて、未然防止に努めないといけなっけて思っけています。

具体的には、どんなところに行かれてるのですか。「国内で指定を受けている地区の取組事例を視察し…」と書っけてありますが、指導主事が行かれて、学校に返されてるということで、具体的には、どういっけてることをされてるのですか。

学校教育課長

視察の件ですが、国の「魅力ある学校づくり」の調査研究事業で行っけてしまっけて、国の中で19の自治体はその指定を受けており、摂津市もその1つになってる。

その学校の不登校の未然防止のために、子どもが行きたくなる学校であれば、新規に不登校が生まれなっけていっけてる方針のもと、今年から次年度にかけて、担当指導主事が、いろいろな各都道府県で取組んでる学校の視察をして、好事例等を集約し、それを市内に広めていく予定でる。

委員長職務代理者

不登校になってしまった子どもを学校に来させるのは、難しっけて、かなりエネルギーがいてると思っけています。

今おっけてるような「魅力のある学校づくり」をして、未然に防ぐといっけてるのは、非常に大事だと思っけていますので、よろしっけて願っけていっけています。

たいと思います。

西川委員

不登校について、スクールソーシャルワーカーが5名、市が4名、府が1名ということで、これは中学校区に1名ずつということで、5中学校ありますので、それに対応した配置ということでしょうか。

教育総務部参事

4名の市のスクールソーシャルワーカーを4中学校区に配置しまして、1名の府のスクールソーシャルワーカーを残りの1中学校に配置しますが、府のスクールソーシャルワーカーは、勤務日数が少ないので、2名の市のスクールソーシャルワーカーが応援に行くことで、今年度は取り組んでいます。

西川委員

新規を減らすために、中学校区毎にスクールソーシャルワーカーの配置をすることで、小中学校が連携し、兄弟関係、保護者対応を含めた家庭環境を把握し、アセスメントができ、早期対応が可能だと思えます。

委員長

今の不登校の話で、家庭の状況を把握するのが重要であると思えます。学校の経営計画のヒアリングの際には、家庭訪問をなくすという校長先生のお話がありましたが、学校が家庭訪問することで、その家庭の雰囲気がある程度つかめますので、教育委員会としてはなくさないよう、言った方がよろしいと思えます。

教育長

不登校は、児童生徒、本人の問題、あるいは学校の問題、そして家庭の問題が絡んでいますので、そういう意味では家庭の状況を教員が把握することは、必要だと思えます。

ただ、必ずしも年1回の家庭訪問でしか、それができないという訳ではありません。さまざまな事業を学校としてこなしていく中で、優先順位を付けた時に、学校によっては家庭訪問の取り扱いについて、検討するところが出てくるのも、学校の事情によってはあり得ます。一律に、家庭訪問を必ず行う、と事務局が言うのは、全体を見てから考えていきたいと思えます。また、家庭訪問は、特に不登校の子どもに対しては、実際にはいい点だけではないと思えます。不登校の子どもにとっては、家庭訪問をされることが、追

い詰めてしまうことにも繋がる場合もあるとも考えられます。

学校で居場所がなく、居づらくなって、家庭に自分の居場所を見つけたものの、そこに毎日のように学校の先生が来るということになると、本当にその子の居場所がなくなってしまうこともありますので、その辺りも考えながら、丁寧に考えて対応していかなければならないと思います。

委員長

いろんな考え方があると思いますが、年1回の家庭訪問は必要であると考えます。

山手委員

40ページに29年度、中学校1校が研究指定校として、取組みを進め、新規の不登校を減少させたということで、手かかりをつかまれたように思いますが、具体的に摂津市内に広められるような手立てについて、教えていただきたいです。

学校教育課長

こちらにある学校の取組みというのは、第五中学校の価値語運動というもので、子どもたちの普通の授業や、普通の活動の中で頑張っている姿等をクローズアップしまして、学校全体で認めていくことです。頑張る姿が素晴らしいということ、全児童、教職員で認めることで、学校に居場所を作ったり、認め合う空間を作っていくよう取り組んでいました。

それがこの学校では、好事例として進めているものとして、他の学校でも取組みは進んでいくところはあるのですが、この事業で大事なことは、新規不登校の数を減らしていく時に、魅力ある学校を作っていくことに関して、他の学校でも価値語運動をしたからといって、それが功を奏すというようなことではないということです。

その各学校におかれる課題に応じて、先生方がどのような課題解決に向けて、何をするかは、それぞれの学校の先生方が考えて行ったからこそ、解決に導くことに繋がっていると思います。

教育フォーラム等で取組みについて、その学校の首席から話をさせていただく場を、事務局として用意させていただいて、各中学校区で課題に応じた取組みを考えてもらい、実行してもらおうということが大事だと思っています。

教育長

ご存知のように、国の定義に従い、年間30日以上休んだ子ども

を不登校としています。これまで、新規、継続という考え方はなかったのですが、平成28年、29年度に国の指定を受けた際に、こういう考え方で分析してみてはどうかというアドバイスをいただいたのが、新規、継続の分析を行った理由です。

皆さんもご存知の価値語運動以外に、第五中学校では、学校に来られなくなったり、来にくくなり休み始めた時に、すぐに生徒指導主事等を中心に家庭訪問等をしながら、子どもに働きかけて、休み始めた子どもや、休みがちな子どもを、また学校に来れるようにしています。例えば、年間28日、29日休んでも、30日にならなければ不登校になりませんので、その休み始めた段階で、丁寧な対応をするということで30日以上欠席をしないように取り組んだ結果、第五中学校では新規の不登校が激減するという成果をあげました。

ですから、どの学校でも、新規・継続という考え方を基に、それぞれの学校の不登校の状況を分析して、新規が多いということであるならば、新規が増えないように、今の第五中学校の休み始めの丁寧な取組みを参考にし、また、それぞれの学校のリソースの問題もありますので、同じ取組みができるかどうかはわかりませんが、それぞれの学校で考えて対応していただく必要があると思います。

今のところ、この新規・継続という考え方で不登校をもう一回見直してみようということで、今年度の校長・教頭を対象とした夏期の管理職研修では、国の総括調査官に来ていただいております。本市としても、今、第五中学校が取り組んできた取組みを全市的に広げていきたいと考えています。

委員長

学校の役割が変わってきたように思います。「学びの場」というのが、私たちの時代の学校でしたが、心の居場所となるような「絆づくりの場」でもなければならぬということですね。学校の役割が随分変わってきたように思います。

魅力ある学校ではないと、子どもたちが学校に通うのがしんどいという社会状況になってきたようです。社会がどんどん変わっていくのに対応していかなければならないというのがあります。大変なことではあると思います。

教育長

私としては、魅力ある学校とは先生が作るものではないと思いま

す。学校は、教員が魅力ある学校にしますので、来てくださいという場ではなくて、それぞれの学校が自分たちにとって魅力があり、楽しく過ごせるものにするのは、子どもたちの力があってのものだと思います。

いじめをなくしていこう、と言う子どももたくさんいます。でも、一方では、そういうことにブレーキをかけようとする子どももいますので、そういう子どもに対して、指導しながら、魅力ある学校を作ろうとしている子どもたちを支援するのが教員の仕事です。

ですから、魅力ある学校を作ろうというのが、教員の仕事だと言われると、それは違うのではないかと思うのです。子どもたちが、ここは自分たちの学校だ、という思いで、反社会的な行為をする子どもに、子どもたちの中で、注意したり、協力を促したりすることは、中学生であればできると思っています。そういう取組みを支援するのが、教員の仕事だと思っています。

委員長職務代理者

今、教育長がおっしゃった、子どもが学校を変える、という話ですが、私が校長をしていた時に、実際にそういうことも経験しました。

それは私が以前勤めていた中学校で、卒業式も大変でした。その時の2年生の1人の生徒が、3年生になって、全校生徒が予定で集まった時に、「僕たちは、もう今までみたいに伝統か知らないけれども、あんな卒業式にしたくない。きちんとした卒業式をしたい」、ということをと述べました。私は、黙って聞いていましたが、結果言うとおりにできていました。

前から言っていますが、「正義の通る集団づくり」は学級でもできるものです。先生がそれを指摘する以上に、子ども同士で注意した方が、力があると思いますし、そういう経験もしました。

教育長が思われていることを、校長会、教頭会等、あらゆる教員の集まる場で発信していただきたいと思います。

委員長

また、毎年出てくるのが、相手の気持ちを察することは、自分の気持ちをうまく言葉で伝えることができず、いうことですので、子どもたちの力を出せるように育てていけたらと思いました。

課題をまとめてくださいましたので、今年度も引き続き、更に不登校も減るようにと願っております。

他に何かご意見・ご質問等がございますか。それでは特にございませんので、次に進みます。(5) 各課事業日程報告について、教育政策課より説明をお願いします。

教育政策課長

[各課事業日程報告について説明]

委員長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。それでは特に質問等がないということですので、秘密会以外の審議につきましてはすべて終了いたしました。会議の始めにお諮りしましたとおり、ここで暫時休憩をとり、秘密会として再開いたします。関係者以外の方はこれで終了です。ご苦勞様でした。  
では、暫時休憩します。

《暫時休憩》

委員長

それでは秘密会として再開します。  
議案第30号「平成30年度摂津市立小中学校教科用図書選定委員会調査員の任命の件」について、教育支援課より説明をお願いします。

【以下、秘密会のため削除】

委員長

これにて秘密会を解きます。  
では、本日の案件は全て終了いたしました。  
これをもちまして、本日の定例教育委員会議を終了いたします。  
ご苦勞様でした。